ピュアタウン通信 No.052

OTC医薬品

お薬には**医療用医薬品**（主に医師が処方する薬）と **OTC 医薬品**（薬局やドラッグストアで販売されている医薬品）がありますが、OTC 医薬品の中にもさらに分類があります。昔は大衆薬や一般薬と呼ばれていましたが、２００７年より OTC 医薬品と呼び方が変わりました。（オーバー・ザ・カウンターの略で、カウンター越しに販売することに由来しています。）

◎医療用医薬品　対応できる専門家：医師、歯科医師、薬剤師

医師が患者さんの病気や症状、体質などに合わせて処方箋を出し、処方箋に基づいて薬剤師が調剤する薬です。高い効き目が期待できる反面、副作用がでる恐れもあるため、医師又は薬剤師の指導が必要なお薬です。

◎要指導医薬品　対応できる専門家：薬剤師（書類による説明が義務です）

要指導医薬品は、医薬用医薬品から一般用医薬品になって間もないもので、副作用のようなリスクがある恐れもあり、薬剤師の説明を聞かなければ買えません。インターネットなどでの販売は禁止されています。一部のアレルギー薬や解熱鎮痛薬などが要指示医薬品となっています。

◎第一類医薬品　対応できる専門家：薬剤師（書類による説明が義務です）

第一類医薬品や一般用医薬品として使用実績が少ないものや、副作用・飲み合わせなどで安全性上、特に注意が必要はお薬です。薬剤師の説明を聞かないと買えません。一部の解熱鎮痛剤や毛髪剤が該当します。

◎第二類医薬品　対応できる専門家：薬剤師・登録販売者（お薬の説明は任意）

第二類医薬品は副作用・飲み合わせなどで安全性上の注意がいるものです。薬剤師または講習を受けた登録販売者が対応できます。主な風邪薬や解熱鎮痛剤などが該当します。

◎第三類医薬品　対応できる専門家：薬剤師・登録販売者（お薬の説明は不要）

第三類医薬品は、副作用などで安全性上、多少の注意を必要とするものです。薬剤師または講習を受けた登録販売者が対応できます。一部のビタミン剤、整腸剤や消化剤などが該当します。

★OTC 医薬品の役割は？？

自分自身で健康管理を行い、軽い病気の緩和などにうまく活用してください。自分の健康は自分で守る時代、「セルフメディケーション」をピュアタウン薬局はサポートいたします！！
また、OTC 医薬品にも医療費の控除がありますのでご確認くださいね。
※　セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が適応されます。
（特定の成分を含んだ OTC 医薬品の年間購入額が
「合計 1 万 2,000 円」を超えた場合に適用される制度です。）